

各位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 工藤 稔

「新型コロナウイルス感染症」に関する災害死亡保険金等のお支払いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

T & D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：工藤 稔）は、災害による死亡等を保障する商品等について、「新型コロナウイルス感染症」を災害死亡保険金等のお支払い対象とする改定を行います。

また、ご契約により付加されている保険金額の削減や特定の部位・保障の不担保などの契約条件についても、「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当された場合には、保険金額削減や不担保を行わずにお支払いするよう、あわせて改定いたします。

■改定内容

- ・下表の改定内容について、新契約や更新が到来する契約に加え、既契約にも適用いたします。
- ・既契約については、本改定前に「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当されている場合でも、遡って保険金等をお支払いいたします。
- ・本改定に伴う保険料の変更はございません。

改定内容	具体的な取扱い
災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等の支払対象への追加	・「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として保険金・給付金の支払事由に該当された場合は、災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等をお支払いします。
契約条件（死亡保険金額の削減・特定部位の不担保等）の不適用	・「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として保険金・給付金の支払事由に該当された場合は、保険金額・給付金額の削減・不担保を行わずにお支払いします。

※本改定の対象となる商品等は「別紙1」、約款規定の改定内容は「別紙2」をご確認ください。

※団体定期保険に付加する特約についても「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等の支払対象への追加」の改定の対象とします。詳細については、該当契約のあるご契約者さまにご案内いたします。 [2020.5.13更新]

※財形保険についても「災害死亡保険金の支払対象への追加」の改定の対象とします。 [2020.6.22更新]

※2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことに伴い、財形保険の「災害死亡保険金」お支払いの取扱いは終了しました。 [2023.5.8更新]

※個人保険・団体保険について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことを受け、「1類～3類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症、指定感染症」のいずれかに該当する場合に限り保障対象（これら以外の分類（5類感染症など）に該当する場合は保障対象外）とする内容で、約款改定を行いました。これにより、2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、以下の取扱いは終了となります。 [2024.4.1更新]

- ・個人保険：「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等」お支払いの取扱い
「契約条件（死亡保険金額の削減・特定部位の不担保等）」の不適用の取扱い
- ・団体保険：「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等」お支払いの取扱い

なお、当社では、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまに対して、入院給付金の柔軟なお支払いなど、各種特別取扱いも実施しておりますので、あわせてご確認ください。

以上

<ご参考：「新型コロナウイルス感染症」に関する各種お取り扱い（2024/4/1 現在）>

※詳細は当社HP（<https://www.daido-life.co.jp/company/important/2020/20200313.html>）をご覧ください。

<p>契約者貸付 （新規貸付） の特別取扱</p>	<p>○2020年2月18日に遡及して、金利を0.0%とする特別取扱を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象契約者：契約者貸付可能な個人保険・個人年金保険（変額保険を除く）のご契約者さま ・金利：年利 0.0% ・上記金利適用金額：契約者貸付限度額まで ・上記金利適用期間：2020年2月18日から12月31日まで ・受付期間：2020年2月18日から9月1日まで <p>※契約者貸付（新規貸付）の特別取扱は2021年3月31日をもって終了しました。</p>
<p>保険料の 猶予期間の延長</p>	<p>○保険料をお払込中のご契約で、このたびの「新型コロナウイルス感染症」による影響で保険料のお払込が困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込を猶予する期間を2020年12月31日まで延長いたします。</p> <p>※保険料の猶予期間の延長は2023年3月31日をもって終了しました。</p>
<p>死亡保険金・ 高度障がい保険金 のお支払い</p>	<p>○「新型コロナウイルス感染症」によりお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払対象となります。</p> <p>○また、「災害割増特約」を付加されているご契約の被保険者さまが「新型コロナウイルス感染症」に罹患し、お亡くなりまたは高度障がい状態になられた場合には、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金をお支払いします。</p> <p>※2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類に移行されたことに伴い、財形保険の「災害死亡保険金」お支払いの取扱いは終了しました。</p> <p>※個人保険・団体保険について、2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等」お支払いの取扱いは終了となります。</p>
<p>入院給付金の お支払い</p>	<p>○「新型コロナウイルス感染症」のため、医師の指示により入院された場合は入院給付金のお支払対象となります。</p> <p>○また、「新型コロナウイルス感染症」と診断され、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちに入院できないなど、必要な入院治療を受けられず、ご自宅や宿泊施設等で療養された場合（以下、「みなし入院」）も入院給付金のお支払対象となります。</p> <p>○なお、「新型コロナウイルス感染症」以外の疾病等が原因であるものの、「新型コロナウイルス感染症」が医療機関で発生し、入院できないまたは退院せざるを得ず、必要な入院治療を受けられない場合などでも、医師の証明書等の提出により、入院給付金のお支払対象となりますので、幅広くお問い合わせのうえ、ご請求ください。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><お支払対象となる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症」の検査結果は陽性だったが、軽症または無症状のため「自宅または臨時施設（ホテル等の滞在型施設）」で療養された場合 ・「新型コロナウイルス感染症」以外の疾病等が原因で入院治療が必要であるものの、医療機関の事情により、入院できないまたは退院せざるを得ない場合 <p>※当社の医療保険にご加入、もしくは入院特約等を付加されているお客さまがお支払いの対象となります。お支払いにあたっては約款所定の入院日数を満たすことが必要です。</p> <p>※2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に変更されたことを受け、「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象を「重症化リスクの高い方」に限定する取扱いに変更しました。</p> <p>※2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことを受け、「みなし入院」の取扱いを終了しました。詳細は当社HP（https://www.daido-life.co.jp/company/info/20220906.html）をご覧ください。</p>
<p>オンライン診療等 での通院給付金の お支払い</p>	<p>○医療機関への通院に替えて、自宅等で医師によるオンライン診療や電話診療を受けられた場合には、医療機関への通院と同様、通院給付金のお支払対象となります。</p> <p>※当社の通院特約にご加入され、入院給付金のお支払対象となる入院後にオンライン診療等を受けられたお客さまがお支払いの対象となります。</p>
<p>契約更新手続き 期間の延長</p>	<p>○更新日が到来する個人保険のご契約で、このたびの「新型コロナウイルス感染症」による影響で契約更新のお手続きが困難な場合、お客さまからのお申出により、お手続きの期限を2020年9月30日まで延長いたします。</p> <p>※契約更新手続き期間の延長は2020年9月30日をもって終了しました。</p>
<p>簡易迅速な お取扱い</p>	<p>○「新型コロナウイルス感染症」の影響で、印鑑証明書等の公的書類の手配や診断書の手配ができない場合は、お手続きに必要な書類を一部省略するなど柔軟な対応により、簡易迅速なお取扱いをいたします。</p> <p>※期日までに所定のご契約手続きができないなど、お困りの状況がございましたら、当社コールセンターまでお問い合わせください。</p>

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたお客さま専用のお問い合わせ先（コールセンター）

0120-901-367（通話料無料）

別紙 1 対象となる商品等 (2024年4月1日現在)

1. 災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等の支払対象への追加

「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として支払事由に該当された場合には、災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等をお支払いします。

<対象>

保険種類・特約	支払対象となる保険金・給付金
育英年金付こども保険	災害死亡給付金
個人変額年金保険	
定期保険災害保障特約	災害保険金
災害割増特約	災害死亡保険金、災害高度障がい保険金
災害割増特約（5年ごと利差配当付保険用）	
災害割増特約（無配当保険用）	
無配当災害割増特約	
団体定期保険災害割増特約	災害保険金、災害高度障がい保険金
団体定期保険こども災害割増特約	
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	
団体定期保険災害特約	
団体定期保険こども傷害特約	
団体定期保険こども災害保障特約	
団体定期保険こども災害特約	
勤労者財産形成貯蓄積立保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成給付金保険	
財形住宅貯蓄積立保険	
財形年金積立保険	

[下線部分 2020. 5. 13 更新、波線部分 2020. 6. 22 更新]

※2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことに伴い、財形保険（波線部分）の「災害死亡保険金」お支払いの取扱いは終了しました。[2023. 5. 8 更新]

※個人保険（二重線部分）・団体保険（下線部分）について、2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等」お支払いの取扱いは終了となります。

[2024. 4. 1 更新]

2. 契約条件（死亡保険金額の削減・特定部位の不担保等）の不適用

①「死亡保険金額の削減」等の不適用

「死亡保険金額の削減」等の契約条件を付加してご加入いただいた契約について、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として保険金・年金の支払事由に該当された場合は、保険金額・年金年額を削減せずにお支払いします。

<対象>

保険種類	削減せず支払対象となる保険金・年金
無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	死亡保険金・高度障がい保険金
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	
無配当歳満期定期保険	
無配当定期保険（無解約払戻金型）	
無配当逡減定期保険	
無配当逡減定期保険（保険料逡減・無解約払戻金型）	
無配当逡増定期保険（初期低解約払戻金型）	
無配当終身保険	
養老保険	
無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	死亡保険金・生活障がい保険金
無配当介護保障定期保険	死亡保険金
無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	死亡年金

※2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、「死亡保険金額の削減」等の不適用の取扱いは終了となります。[2024.4.1更新]

②「特定部位の不担保」の不適用

「特定部位の不担保」の契約条件を付加してご加入いただいた契約について、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として給付金の支払事由に該当された場合は、給付金を不担保とせずにお支払いします。

<対象>

保険種類	不担保とせず支払対象となる給付金
無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	疾病入院給付金・ 特定疾病入院給付金・ 手術給付金・ 放射線治療給付金
無配当総合医療特約	
無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	
無配当入院初期割増給付特約	初期入院給付金
無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	
無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	特定手術給付金
無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	先進医療給付金

※2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、「特定部位の不担保」の不適用の取扱いは終了となります。[2024.4.1更新]

③「高度障がい保険金の支払制限」の不適用

全部または一部の高度障がい状態について高度障がい保険金が支払われないとの制限があるご契約について、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として高度障がい保険金の支払事由に該当された場合は、高度障がい保険金をお支払いします。

<対象>

保険種類	支払制限せず支払対象となる保険金
5年ごと利差配当付定期保険（糖尿病・高血圧症患者用）	高度障がい保険金

※2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、「高度障がい保険金の支払制限」の不適用の取扱いは終了となります。[2024.4.1更新]

以 上

○当社は「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等の支払対象となる感染症」および「契約条件（死亡保険金額の削減・特定部位の不担保等）の不適用となる感染症」は、約款の別表に規定しています。支払対象となる感染症への「新型コロナウイルス感染症」の追加に伴い、以下のとおり約款の別表を改定します（下線部分が改定箇所）。

○本資料は約款の一部を抜粋したものです。また、保険種類によって表現が異なる場合があります。

※団体定期保険に付加する特約も同様に改定します（2020年5月20日）。特約条項の具体的な改定内容は、該当契約のあるご契約者さまに別途ご案内します。[2020.5.13更新]

※財形保険も同様に改定します（2020年6月23日）。[2020.6.22更新]

※2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことに伴い、財形保険の「災害死亡保険金」お支払いの取扱いは終了しました。

[2023.5.8更新]

※個人保険・団体保険について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことを受け、「1類～3類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症、指定感染症」のいずれかに該当する場合に限り保障対象（これら以外の分類（5類感染症など）に該当する場合は保障対象外）とする内容で、約款改定を行いました。これにより、2024年4月1日以降に申込された新契約または更新された契約より順次、以下の取扱いは終了となります。[2024.4.1更新]

- ・個人保険：「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等」お支払いの取扱い
「契約条件（死亡保険金額の削減・特定部位の不担保等）」の不適用の取扱い
- ・団体保険：「災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等」お支払いの取扱い

1. 「財形保険^(注)」以外の改定内容 (注)「勤労者財産形成貯蓄積立保険」「勤労者財産形成給付金保険」「財形住宅貯蓄積立保険」「財形年金積立保険」をいいます。

(1) 新旧対比

(旧)		(新)	
別表5 対象となる感染症		別表5 対象となる感染症	
対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。		対象となる感染症とは、次の1. または2. のいずれかをいいます。 1. 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のもの。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	コレラ	A00
腸チフス	A01.0	腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1	パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03	細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20	ペスト	A20
ジフテリア	A36	ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2	ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03	痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04	重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04
		2. 新型コロナウイルス感染症 (ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。)) であるものに限りません。)	

(2) 改定日

2020年4月24日 ※既契約については、改定日前に「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当されている場合でも、遡って保険金等をお支払いいたします。

2. 「財形保険^(注)」の改定内容

(注) 「勤労者財産形成貯蓄積立保険」「勤労者財産形成給付金保険」「財形住宅貯蓄積立保険」「財形年金積立保険」をいいます。

○ 「新型コロナウイルス感染症」の追加に加え、支払対象となる感染症の定義に使用する総務省告示等を最新化する改定をあわせて行います。この定義の最新化に伴うご契約内容の変更等はありません。

(1) 新旧対比

(旧)	(新)																																																																
<p>別表1 災害死亡保険金の支払対象となる感染症</p> <p>災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01.1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04.3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎<ポリオ></td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96.2</td></tr> <tr><td>クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</td><td>A98.0</td></tr> <tr><td>マールブルグ<Marburg>ウイルス病</td><td>A98.3</td></tr> <tr><td>エボラ<Ebola>ウイルス病</td><td>A98.4</td></tr> <tr><td>痘瘡</td><td>B03</td></tr> <tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS]</td><td>U04</td></tr> <tr><td>(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2	クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04	(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)		<p>別表1 災害死亡保険金の支払対象となる感染症</p> <p>災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、次の1. または2. のいずれかをいいます。</p> <p>1. 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のもの。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01.1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04.3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎<ポリオ></td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96.2</td></tr> <tr><td>クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</td><td>A98.0</td></tr> <tr><td>マールブルグ<Marburg>ウイルス病</td><td>A98.3</td></tr> <tr><td>エボラ<Ebola>ウイルス病</td><td>A98.4</td></tr> <tr><td>痘瘡</td><td>B03</td></tr> <tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS]</td><td>U04</td></tr> <tr><td>(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2. <u>新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。))であるものに限りません。</u></p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2	クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04	(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	
分類項目	基本分類コード																																																																
コレラ	A00																																																																
腸チフス	A01.0																																																																
パラチフスA	A01.1																																																																
細菌性赤痢	A03																																																																
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3																																																																
ペスト	A20																																																																
ジフテリア	A36																																																																
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																																																																
ラッサ熱	A96.2																																																																
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0																																																																
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3																																																																
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4																																																																
痘瘡	B03																																																																
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04																																																																
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)																																																																	
分類項目	基本分類コード																																																																
コレラ	A00																																																																
腸チフス	A01.0																																																																
パラチフスA	A01.1																																																																
細菌性赤痢	A03																																																																
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3																																																																
ペスト	A20																																																																
ジフテリア	A36																																																																
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																																																																
ラッサ熱	A96.2																																																																
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0																																																																
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3																																																																
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4																																																																
痘瘡	B03																																																																
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04																																																																
(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)																																																																	

(2) 改定日

2020年6月23日 ※既契約についても改定内容を適用します。

※改定日前に「新型コロナウイルス感染症」により支払事由に該当されている場合でも、遡って保険金をお支払いします。ただし、「勤労者財産形成貯蓄積立保険」「財形住宅貯蓄積立保険」「財形年金積立保険」は2020年2月1日以降に支払事由に該当した場合に限りません。

以上